令和５年５月１９日　記者会見配布資料

令和２年に区立学校で発生したいじめの重大事態への対応について

１　概要

〇　令和２年に区立中学校生徒１名に対し、何者かによって学用品の損壊や、机の中に「しね」などと書かれた紙片の投入等が繰り返しあり、被害生徒は適応障害と診断された。

〇　学校では被害生徒の訴えの後、直ちにこれをいじめと認定するとともに警察とも協力し、いじめ行為の停止に向け調査を行うなどの対応を執ったが、いじめを行った者を特定できないなどいじめを解消することができなかった。当該生徒は他区の中学校への転校を余儀なくされた。

〇　区教育委員会は、本件について令和４年３月に被害生徒の保護者からいじめの重大事態にあたるとの申し出を受け、いじめ防止対策推進法第28条に基づくいじめの重大事態として、品川区いじめ対策委員会を立ち上げ、令和５年３月まで調査を行った。

〇　同委員会による調査結果では、学校・教育委員会のそれぞれの対応について不適切・不十分な点があったこと、および、被害生徒が適応障害の診断を受けたなどの時点からいじめの重大事態として調査・報告すべきであったことなどが挙げられている。

〇　本件に関する教育委員会から区長への報告は、いじめ防止対策推進法の規定により、本来であればいじめの重大事態発生時（令和２年）になされるべきであったが、いじめ対策委員会による調査終了後の本年4月に遅滞した。

２　経過

令和2年2月　 いじめと判断される事案の発生

　　　　　　　 学校として本事案をいじめと認知、教育委員会へ報告

　　　　　　 学校から警察へ協力依頼

　令和2年7月 　被害生徒が過呼吸等で倒れる

保護者より病院から適応障害の診断を受けた旨報告

令和2年10月 当該生徒が他区の中学校へ転校

令和4年3月 　保護者からいじめの重大事態である旨の申し出

令和4年5月　 学校から教育委員会へいじめの重大事態の発生として報告書

　令和4年6月　 学校から保護者へいじめへの対応経過について報告書

　令和4年7月 　教育委員会からいじめ対策委員会へ諮問

　令和5年3月 　いじめ対策委員会から教育委員会へ答申

　令和5年4月 　いじめ対策委員会の答申について教育委員会から保護者へ説明

　 　　教育委員会から区長へ報告書

３　今後の対策

教育委員会におけるいじめへの対策強化とともに、５月中に区長部局に第三者によるいじめ問題調査委員会を立ち上げ、本件の対応の検証を行う。また、今後区長部局にいじめの専門部署の構築をするなどの対策を早急に検討する。

４　問い合わせ先

（いじめ関連）教育委員会事務局　教育総合支援センター　担当：丸谷センター長

電話：03-5740-8200

（区長部局の対策）総務部　総務課　担当：勝亦総務課長　　電話：03-5742-6623

５　参考

（１）いじめ防止対策推進法（抜粋）

第五章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第30条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（２）品川区いじめ防止対策推進条例（抜粋）

（教育委員会による重大事態への対処）

第20条　教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、速やかに、対策委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせるものとする。

(１)　いじめにより当該区立学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(２)　いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　対策委員会は、前項の規定による調査を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。

３　教育委員会は、第１項の規定による調査を行った場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（区長による重大事態への対処）

第21条　区立学校は、前条第１項各号に掲げる場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を区長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第２項の規定に基づき、区長の附属機関として、品川区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

３　調査委員会は、区長の諮問に応じ、前条第１項の規定による調査の結果について調査を行い、その結果を区長に報告するものとする。

４　区長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その結果を区議会に報告しなければならない。

５　区長および教育委員会は、第３項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（３）重大事態発生時の対応　概要

区長

教育委員会・学校

報告

いじめ対策委員会

による調査

報告

必要があると認めるとき

調査結果

いじめ問題調査

委員会　による調査

教育委員会・学校

区長

調査結果

必要な措置